

舟形町									
支援事業名	支援方法	分類			支援内容	支援要件	支援額	募集期間	お問い合わせ
		新築	リフォーム	その他					
舟形町木造住宅耐震診断事業	補助金	—	○	○	耐震災に強いまちづくりを推進するため支援対象要件に該当する住宅の所有者に耐震診断士派遣費用を支援します。	昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の住宅 木造2階建て以下の住宅	診断士派遣費用6万円	平成30年3月まで	地域整備課 0233-32-2111 (内線441)
舟形町木造住宅耐震改修工事補助事業	補助金	—	○	—	舟形町民が町内に住居の用に供する木造住宅について地震による被害を軽減するため山形県地域住宅計画に基づき耐震改修を行う場合に補助します。	舟形町耐震診断事業での評点が1.0未満の住宅を、耐震改修計画が1.0以上である住宅に改修すること	改修に要した費用の額の3分の1を対象に補助 上限60万円	平成30年2月末日まで(実績報告を提出)	地域整備課 0233-32-2111 (内線441)
舟形町合併処理浄化槽設置整備事業補助金	補助金	—	○	○	生活排水による生活環境の保全を図るため対象区域の専用住宅に合併浄化槽を設置しようとする町民に補助を行います。	下水道・集落排水設備区域外で合併浄化槽を設置する方	5人槽 500,000円 7人槽 600,000円 10人槽 900,000円	平成30年3月31日まで(実績報告を提出)	地域整備課 0233-32-2111 (内線442)
舟形町子育て支援及び若者定住支援交付金	補助金	○	—	○	町内に新築した方に中学生以下の子どもがいる場合や、新築した方が45歳未満の場合に支援を行います。	子育て支援:世帯に中学校以下の子どもがいること。若者支援:申請者又はその配偶者が住宅建築契約時に45歳未満であること。	子育て支援:上限50万円 若者定住支援:一律10万円	平成30年3月まで	地域整備課 0233-32-2111 (内線441)
在来工法住宅建築・リフォーム補助金	補助金	○	○	—	町内に新築又はリフォームされた方に対し支援を行います。	町内業者との契約が必要。町内に住所を有し、又は新築後に住所を有し定住する意思がある方。リフォームについては、工事費が100万円以上のものとするが、舟形町住宅リフォーム支援事業費補助金の要件工事に該当する場合は100万円以下の工事費でも対象とします。	新築:上限40万円 リフォーム:工事費の10%(上限20万円)	平成30年3月まで	地域整備課 0233-32-2111 (内線441)
転入者定住推進交付金	補助金	○	—	○	町内に新築または住宅(中古住宅を含む)を購入し、町外から町内に転入された方に対し支援します	町内に土地及び建物を取得し定住する転入者(転入前2年以上町外住民であった者に限る)	土地及び住宅の合計金額の5%又は100万円の低いほう	平成30年3月まで	地域整備課 0233-32-2111 (内線441)
舟形町住宅リフォーム支援事業費補助金	補助金	—	○	—	住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う方に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。	舟形町住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱別表1から5に(三世帯世帯にあつては別表1から6に)定める基準点の合計が10点以上となる工事を含むリフォーム工事であること。ただし、リフォーム工事総額が50万円未満の場合は基準点の合計が5点以上となります。	リフォーム工事費の10%(上限20万円)ただし、県産木材を3㎡以上使用する場合又は空き家のリフォームの場合は上限30万円とする。尚、三世帯世帯(別表3と別表6の工事で4条1号を満たす場合)、移住世帯、近居世帯、新婚世帯、子育て世帯である場合は10%を20%に、20万円を30万円に、30万円を40万円に読み替える。	平成30年3月まで	地域整備課 0233-32-2111 (内線441)
介護保険法に基づく住宅改修費給付事業	補助金	—	○	○	居宅介護(介護予防)用の住宅改修費に対する補助	要支援・要介護の認定を受けている方	対象となる住宅改修費の9/10、上限18万円	平成30年3月まで	健康福祉課 0233-32-2111 (内線355)